

特集 / 積算基準類，共通仕様書等の改正(1)

建築工事共通仕様書(平成13年版) の改定概要について

国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課営繕技術管理室

1. 建築工事共通仕様書改定の経緯

国土交通省大臣官房官庁営繕部では，国民共有の公共施設として，親しみやすく，便利で，安全な官庁施設の品質，性能を確保するために，「官公庁施設の建設等に関する法律」による「国家機関の建築物及びその附属施設の位置，規模及び構造に関する基準」に基づいて，各種の基準類を整備しています。これらのうち，建築工事共通仕様書（以下，「共仕」という）は，官庁営繕工事に使用する材料，機材，工法，試験等の仕様の標準化を行い，官庁施設の建築工事契約の際の共通的な仕様書として作成されたもので，建築物の質的水準の維持，向上および設計図書作成の省力化を図ることを目的として制定されています。

官庁営繕部では，昭和25年の制定以来，適時，技術の進歩，社会の状況の変化，行政ニーズの変化等に対応して改定を行っており，昭和32年以降は4年ごとに改定を行っているところです。

2. 改定方針について

共仕は，従来から次の方針により改定していま

す。

- 1) 国土交通省の施策の推進
- 2) 国際化への対応
- 3) 関係法令，各種基準，規格類との整合
- 4) 技術・技能資格者の活用
- 5) 技術革新への対応と施工実態の考慮

これらのうち，今回の改定におけるポイントとしては，

- ① コスト縮減対策に資する仕様の標準化
- ② 公共工事の品質確保への対応（発注者と請負者の役割分担）
- ③ 地球環境への配慮（環境を配慮した材料の使用の促進）
- ④ 建築基準法等への整合

です。

3. 建築工事共通仕様書の改定のポイント

- (1) コスト縮減対策に資する仕様の標準化

平成9年4月の「公共工事コスト縮減対策に関する関係閣僚会議」における行動指針を受け，当時の建設省においてまとめた「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」により，建設省およびその他の国や地方公共団体等の建築工事の発注機関からなる「公共建築工事施工研究会」において

「公共建築工事標準仕様書」を平成12年3月に作成しました。これは、公共建築工事のコスト縮減および建築生産の効率化に資するため、公共建築工事における工事仕様の標準化を図ることにより、技術的内容を整合させ、材料・機材・工法等の統一化を促進させるとともに、適切な品質管理を行い、官庁施設の品質・性能等を確保することを目的としています。

(2) 公共工事の品質確保への対応

平成9年の改定で請負者の履行責任を明確にしていますが、平成10年2月の「公共工事の品質確保等のための行動指針」を受け、発注者と請負者の役割分担をさらに明確にしています。例えば、建築物における構造体等は、建築物の基本的性能にかかわるものであり、施工後に不具合が発生した場合の修正が現実的に困難であることから、品質を確保する上で重要な部分については、これまでどおり「監督職員の承諾」としてはいますが、内部仕上げ等は、品質計画について「承諾」を行うこととし、具体的な品質管理に関しては請負者の自主管理能力の活用を図るなど、承諾行為に関する規定を見直しています。

(3) 地球環境への配慮

地球環境への配慮として、今回の改定では、地業工事の場所打ち杭において高炉セメントの使用を標準とすることとしたほか、平成12年5月に成立した「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」を受け、1章の「施工中の安全確保及び環境保全」においてこの法律を明記するほか、特に廃木材の再利用を促進するという観点から、19章内装工事において、パーティクルボードやMDF（繊維板）の仕様を追加しています。またそれら仕上げ（下地含む）材に使用する木製ボード類については、JIS、JASで定められたホルムアルデヒドの放出（散）量の最も低い材料を標準的に使用することとしています。

このほかにも、さまざまな環境に配慮した材料や工法等が開発されてきていますが、現状ではJIS、JAS以外で一般的な基準とすべきものが定められておらず、共仕において具体的な規定を示す

状況には至っていません。そのため、1章「一般共通事項」において、環境保全に有効な工法に関する請負者からの提案ができることとし、今後の状況の変化に対応が可能なものとしています。

(4) 建築基準法等への整合

建築基準法の大幅な改正に伴い、共仕に規定されている構造材料や防火材料について整合を図っているほか、JIS、JAS等の改訂に伴う整合も図っています。

基準法の改正により、主要構造部に使用する材料については、JISおよびJAS規格に適合するものとされていますが、JISおよびJAS規格に適合していることを試験によって確認して使用することもこれまでどおり可能です。ただし、建築主事の確認が必要であり、共仕の規定している試験の実施について、建築主事との調整が必要です。

次に、風荷重が全面的に改正され、外装材や屋根材（防水などを含む）等の構造計算による確認が必要となっています。仕様書においては、これまでの取り付け方法などを規定していますが、特に強風地域においては、その確認をするため設計条件を特記することを規定しています。

(5) 技術革新への対応と施工実態の考慮

改定に当たっては、直轄工事を担当する地方整備局、各省庁等、地方自治体のほか、各種建設業団体、専門工事業団体、材料製造業団体等からの情報や意見をもとに、新技術への対応や施工実態等を考慮し、必要な技術の見直しを行っています。

(6) その他

「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（平成8年9月20日閣議決定）を受け、施工管理技術者等については、その施工管理を行える技術等を有する者としています。しかしながら、高い品質および安全性を求められている公共建築物の施工を行うに当たっては、これまでと同様に施工管理を行うため技術・技能資格者を活用することとしています。

4. 建築工事共通仕様書の主な改定内容

共仕の主な改定内容について，以下に示します。

まず，共仕全般としましては，「公共建築工事標準仕様書」において建築工事の流れを考慮しとりまとめ，それに基づき章立ての見直しを行っています。

また，風荷重に関して，外装材や屋根材（防水などを含む）等の構造計算による確認が必要であるため，関連の章に，風速および地表面粗度を特記することとしているほか，前述しました監督職員の行為および，資格者等の記述について見直しています。

以下に，各章での主な変更点を示します。

1章 一般共通事項

- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の適用を明示しています。
- ・環境保全に有効な工法への対応を行いやすくするように，「1.5.8 工法の提案」で追加しています。

4章 地業工事

- ・資源の有効利用の観点から，場所打ち杭のコンクリートについては，高炉セメントB種を標準としています。

5章 鉄筋工事

- ・各部配筋については，「別図」として示しています。

6章 コンクリート工事

- ・合板型枠は市場性の面からB Cとし，また，コンクリートの品質が確保できることを前提として監督職員の承諾した型枠材を適用できることとしています。また，断熱材型枠についても追加しています。
- ・公共建築工事標準仕様書の関係から，コンクリート工事（6.17）に流動化コンクリートを追加しています。

9章 防水工事

- ・周辺環境において施工面から，改質アスファルトシート防水（トーチ工法）を追加しています。

11章 タイル工事

- ・タイルの剥離等の防止から接着性を高めるため，MCR工法と高圧水洗工法を追加しています。それに伴い，6章コンクリート工事および15章左官工事に関連する記述を追加しています。

14章 金属工事

- ・品質確保の観点から，あと施工アンカーの引き抜き耐力確認試験を規定しています。

15章 建具工事

- ・建設コスト縮減の観点から，標準型建具（寸法等を限定した建具）を追加しています。
- ・避難時の安全性の観点から，シャッターの危害防止装置（障害物感知装置，二段階降下式）を追記しています。

18章 塗装工事

- ・現場施工の際の品質保持の観点から，各塗装工法の略称を記述しています（JASSに整合させた記述としています）。

19章 内装工事

- ・室内環境の改善から，合板等のホルムアルデヒドの放散（出）量を最も低い F_{C_0} （ E_0 ）を基本としています（12章木工事も同様）。

23章 植栽工事

- ・資源の有効利用から，発酵下水汚泥コンポストを追加しています。

5. おわりに

建築工事共通仕様書は，官庁営繕工事だけではなく，一般の建築工事における仕様書としても広く活用できる内容となっています。これにより，品質，性能ともに優れた社会資本の整備に役立つことを期待する次第です。